

# 保育所等入所申込の流れ

◆入所基準や、申込に必要な書類等についてご確認ください

## スタート

保育所・認定こども園の入所を希望する

保育認定の基準に該当しますか？（しおり2ページ参照）

就労、就学、妊娠・出産、疾病・障がい、介護、求職活動 等に該当

はい

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を記入してください。 ※別紙記入例参照

いいえ

保育認定での申込はできません。満3歳以上の児童で認定こども園の教育標準時間認定（1号認定）を希望する場合は、施設で受付を行いますので、詳しくは各施設にお尋ねください。

保育の必要性が分かる書類を添付してください。（しおり3ページ参照）

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 就労     | 就労証明書、就労状況申告書 等          |
| 妊娠・出産  | 母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日欄）、申立書 |
| 疾病・障がい | 診断書、身体障害者手帳等、申立書         |
| 介護・看護  | 介護・看護の状況が分かる書類（診断書等）、申立書 |
| 求職活動   | 求職活動申立書                  |
| 就学     | 在学証明書、スケジュールが分かる書類、申立書   |
| その他    | 市が必要と認める書類（事由ごと）         |

個人番号（マイナンバー）申告書を記入し、申請者（保護者）の本人確認書類を添付してください。（しおり3ページ及び別紙記入例参照）

申込書及び必要書類をこども支援課又は入所を希望する保育所等に提出してください。（申込期限 しおり1ページ参照）

### 保育認定の決定及び選考・利用調整

保育の必要性を認定するため、申込内容を確認する場合があります。保育が必要な状況を総合的に審査し、入所を決定します。

**入所決定** 市より保護者あてに次の書類を交付します。

- ◆教育保育給付認定決定通知書又は支給認定証 ◆入所承諾書
- ◆保育料決定通知書（3歳未満児のみ）

**入所** 入所前に園との面接を実施する場合があります。

**保育料の納入** 納付期限は毎月末日です。口座振替を希望する場合は、「口座振替依頼書」（入所児童ごとに必要）を金融機関に提出してください。認定こども園の利用者負担額の納付については、各施設にお尋ねください。

◆入所時の申請内容に変更があった場合は、届出が必要です。

- ・保育が必要な事由に変更があった ・保護者の勤務先が変わった ・退園又は転園
- ・住所、氏名、家族状況（結婚・離婚・単身赴任等）、住民税額等が変わったとき ・転出